

第1回国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会次第

日時：平成25年10月21日（月）

午後2時より

場所：市役所8階大会議室

1. 開会
市長挨拶
2. 委員の紹介について（資料1）
3. 懇話会の概要説明について（資料2・資料3）
4. 会長・副会長の選出について
5. 検討事項
 - （1）これまでの草津川跡地整備の取り組み等について（資料4）
 - （2）景観・土地利用に関する意見交換（資料5）
6. 閉会
7. 現地視察（資料6）

【配布資料目録】

- 資料1：「国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会」委員名簿
- 資料2：国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会開催要領
- 資料3：懇話会の進め方
- 資料4：これまでの草津川跡地整備の取り組み等について
- 資料5：景観・土地利用に関する資料
- 資料6：現地視察に関する資料

■「国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会」 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 等
1	奥村 金二	志津地区まちづくり協議会
2	西川 修子	
3	田中 千秋	草津学区ひと・まちいきいき協議会
4	石田 はま子	
5	小宮山 基勝	大路区まちづくり協議会
6	三上 登代子	
7	川崎 雅史	京都大学大学院工学研究科
8	山口 敬太	
9	中村 陽子	民生委員・児童委員協議会
10	広瀬 今日子	草津まちづくり株式会社
11	田中 貢	近畿地方整備局道路部地域道路調整官
12	日野 雅仁	近畿地方整備局滋賀国道事務所長
13	三浦 良勝	滋賀県土木交通部道路課長
14	平林 光彦	滋賀県土木交通部都市計画課長
15	竹内 智明	栗東市建設部技監
16	森 睦尚	栗東市建設部道路・河川課長

合計:16名

■国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会開催要領

(目的)

第1条 この要領は、国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会(以下、「懇話会」という。)の開催に必要な事項を定めることにより、国の事業における国道1号草津川トンネル撤去に伴う草津川跡地の利活用と、周辺道路の交通形態を検討するにあたり、関係団体の意見を聴くことを目的とする。

(検討事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 国道1号草津川トンネル跡両側敷地の活用全般に関する事項
- (2) 国道1号草津川トンネル撤去に伴う交通形態のあり方に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(委員構成)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる関係団体より構成する。

- (1) 志津地区まちづくり協議会
- (2) 草津学区ひと・まちいきいき協議会
- (3) 大路区まちづくり協議会
- (4) 学識経験者
- (5) 民生委員・児童委員協議会
- (6) 草津まちづくり株式会社
- (7) 近畿地方整備局道路部
- (8) 近畿地方整備局滋賀国道事務所
- (9) 滋賀県
- (10) 栗東市

(会長および副会長)

第4条 懇話会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選とする。

(会長および副会長の職務)

第5条 会長は、懇話会を招集し、その進行を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 懇話会は、必要に応じて関係者またはオブザーバーの出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 関係者またはオブザーバーは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 近畿地方整備局滋賀国道事務所
- (2) 滋賀県南部土木事務所
- (3) 必要に応じて関係者以外の者の出席及び意見を聴くことができるものとする。

(代理出席)

第7条 会長は、懇話会への代理出席を認めることができる。

(公開)

第8条 懇話会は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第9条 懇話会の事務局は、草津市都市建設部草津川跡地整備課とする。

付 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。

■懇話会の進め方

1) 日程

第1回 平成25年10月21日(月) 市役所8階大会議室

第2回 平成25年11月27日(水) 市役所8階大会議室

第3回 平成26年 2月 3日(月) 市役所8階大会議室

※いずれも午後2時から開催

2) 開催内容

懇話会の開催内容は、下記の表のとおりとします。

	テーマ	内容
第1回	懇話会の目的と現地状況の確認、および今後の検討内容の方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、懇話会の目的、事業概要、今後のスケジュールについて説明し、景観・土地利用の方向性について意見交換 ・懇話会后、現地の状況を確認するため現場視察
第2回	国道1号トンネル撤去後の敷地空間のあり方、および活用方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の意見交換の内容をもとにした景観・土地利用のまとめについて、歩行者動線などの課題とあわせ意見交換
第3回	国道1号トンネル撤去後の敷地空間について(総括)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観・土地利用についての説明・総括 ・交通形態の変更、歩行者動線の考え方を説明 ・今後の事業の進め方について説明

■これまでの草津川跡地整備の取り組み等について

1. 基本計画の目標

草津川跡地利用基本計画は、歴史・文化などの固有の資源、都市構造上の立地特性などを踏まえ、環境への負荷低減と都市活力の拡大の両立を実現し、今後長きに渡り発展し続ける未来志向型の空間を形成することを計画目標としています。

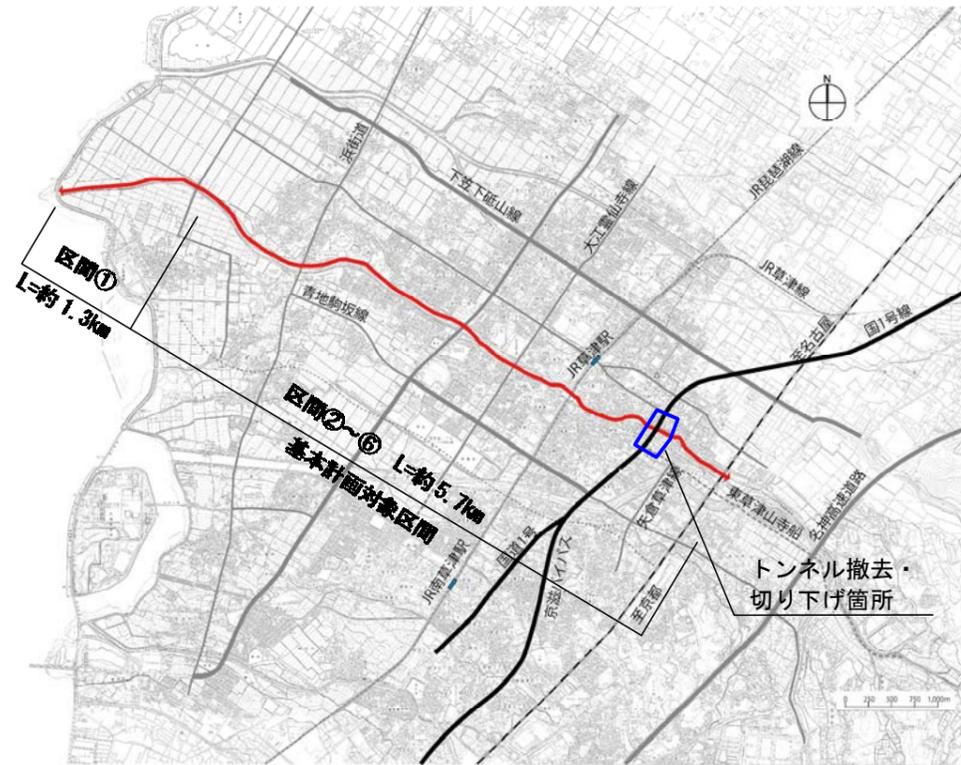


図 位置図

2. 整備計画の経緯

平成 23 年 5 月：基本構想

平成 24 年 10 月：基本計画

平成 25 年 10 月：優先区間における基本設計（区間②、区間⑤）（予定）

3. 基本計画の内容

基本計画では「人と自然 人と人がつながるガーデンミュージアムをめざして」を空間目標として設定し、草津川跡地全体を、まちに架かる連続した緑空間ととらえ6つのコンセプトに分けて、下図のように決めました。



区間① 河川環境を保全するみどりの創出

- 河川整備区間として、滋賀県により琵琶湖や河川固有の自然生態系や自然環境を保全します。

区間② 農と人の共生

- 周辺に農地が広がる区間②では、「農と人の共生」をテーマとします。周辺環境と一体化する菜園、ふれあい牧場などの農的な空間を配置し、人と土・人と動物とのふれあいの場や、食を通じた農家と都市住民の交流の場などを整備します。

区間③ 森と人の交流

- 農地と市街地の双方に近い区間③では、「森と人の交流」をテーマとします。都市環境に潤いをもたらす雑木林の再生を図り、身近な自然に包まれ、様々な市民活動や健康づくり・スポーツに親しめる場を整備します。



区間④ 環境と人の共生

- 市街地内を通り、運動公園や民間開発予定地に隣接する区間④では、「環境と人の共生」をテーマとします。隣接する公園との一体整備や民間開発に際しては、人の営みと自然が調和する環境共生型の都市づくりを進めます。

区間⑤ 人と人の交流

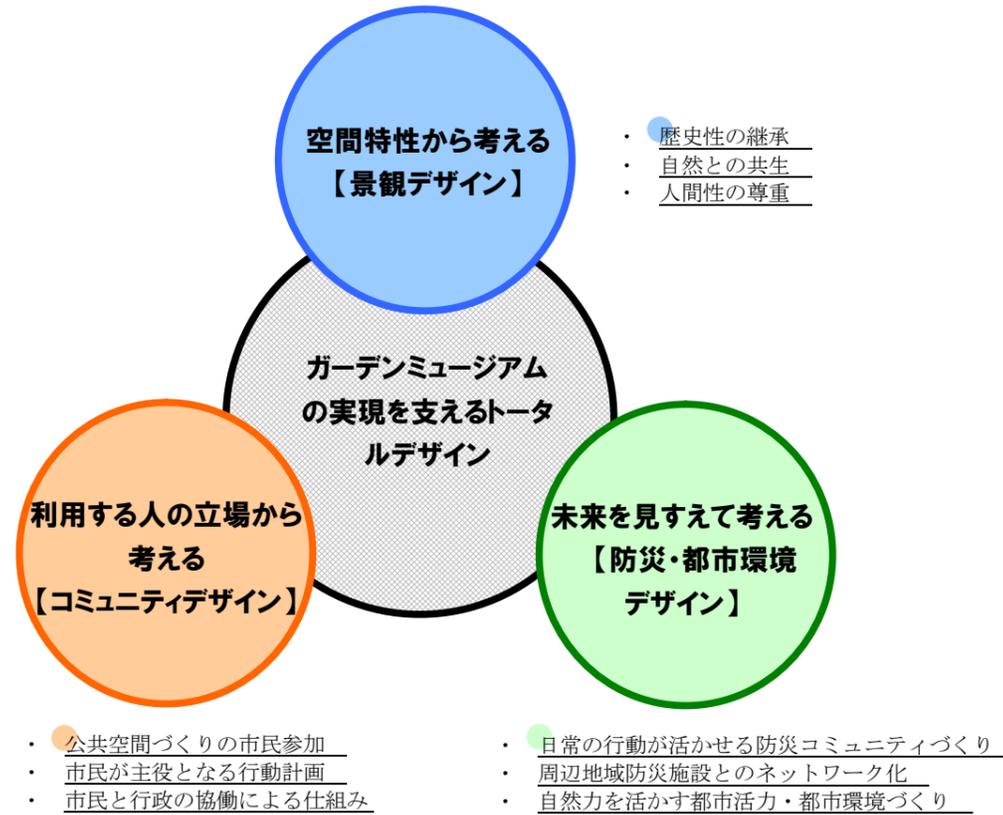
- 中心市街地に位置する区間⑤では、「人と人の交流」をテーマとします。ガーデンミュージアムの拠点として各種ガーデンの合間に様々な集客施設を配置し、中心市街地や草津宿と一体となって、市内外の人々が集い・楽しむにぎわい空間を整備します。

区間⑥ 時と人の出会い

- 過去の主要動線である「東海道」と現在の主要動線である「国道1号」・「JR東海道新幹線」が交わる区間⑥では、「時と人の出会い」をテーマとします。時を越えて、人が行きかう環境を活かしながら、草津の歴史と未来をつなぐやすらぎ空間を整備します。

ガーデンミュージアムの実現を支えるトータルデザイン ～三つのデザイン手法の導入～

ガーデンミュージアム※というコンセプトのもと、すべての施設、仕組み、活動において高い質と統一感を備えた空間づくりを行うため、以下の3つの要素を、基本的な枠組みとして掲げます。



※ガーデンミュージアム

本計画の、草津川跡地の空間像を示した言葉。「人と自然」「人と人」がつながり、時の流れの中で成長し、様々な活動を通じて創出される、生き生きとした風景とします。

4. 計画見直し経緯と見直し箇所について

1) 検討対象位置図

国道1号の平面化には長時間を要すると予想しておりましたが、この度、国の直轄事業で国道1号が切り下げられることに伴い、自動車による草津川跡地へのアクセスが可能になることから、自動車利用者に対するエントランスとして、人をひきつけ、草津川全体さらには草津市中心市街地への人の誘導が必要となります。

このことから、下図に示す草津川トンネル跡両側敷地について、優先整備区間における基本設計箇所との連続性や統一性を考慮した上で、景観・土地利用についての活用を検討する必要があります。

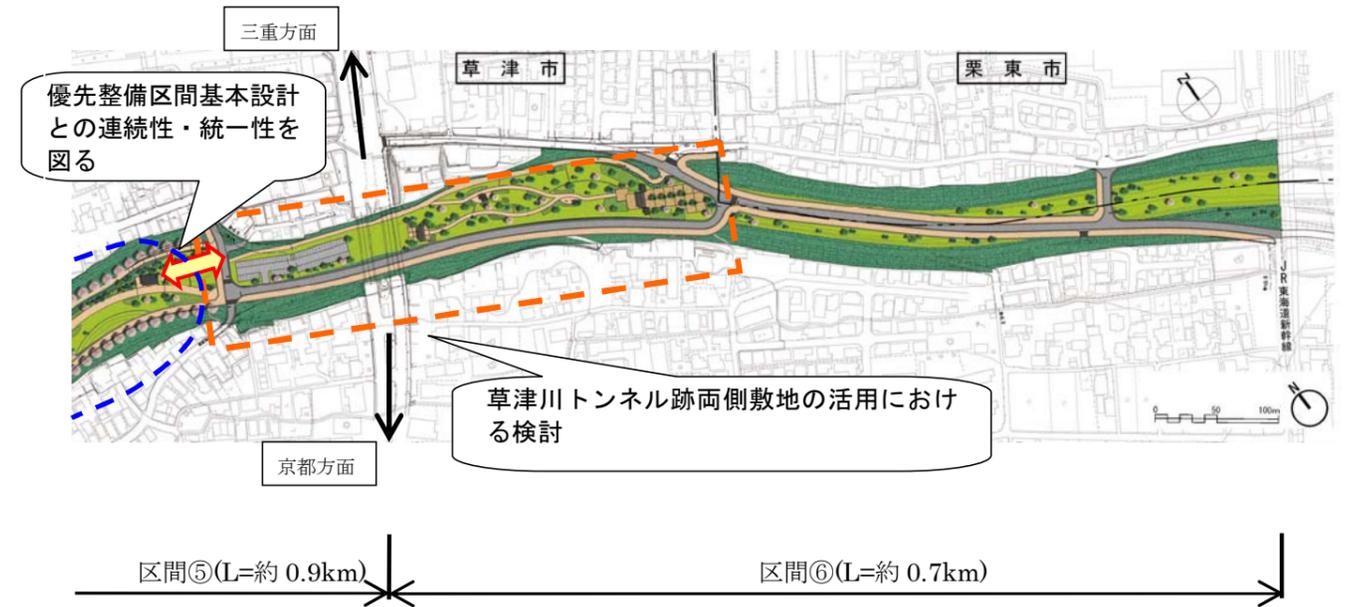


図 対象区間位置図

5. 優先整備区間（区間⑤）の基本設計

ガーデンミュージアムの拠点として各種ガーデンと集客施設を配置し、中心市街地や草津宿と一体となって、市内外の人々が集い・楽しめる空間を整備します。



■景観・土地利用に関する意見交換について

☆意見交換 1

・ 国道利用者をひきつける空間を創出するには・・・

☆意見交換 2

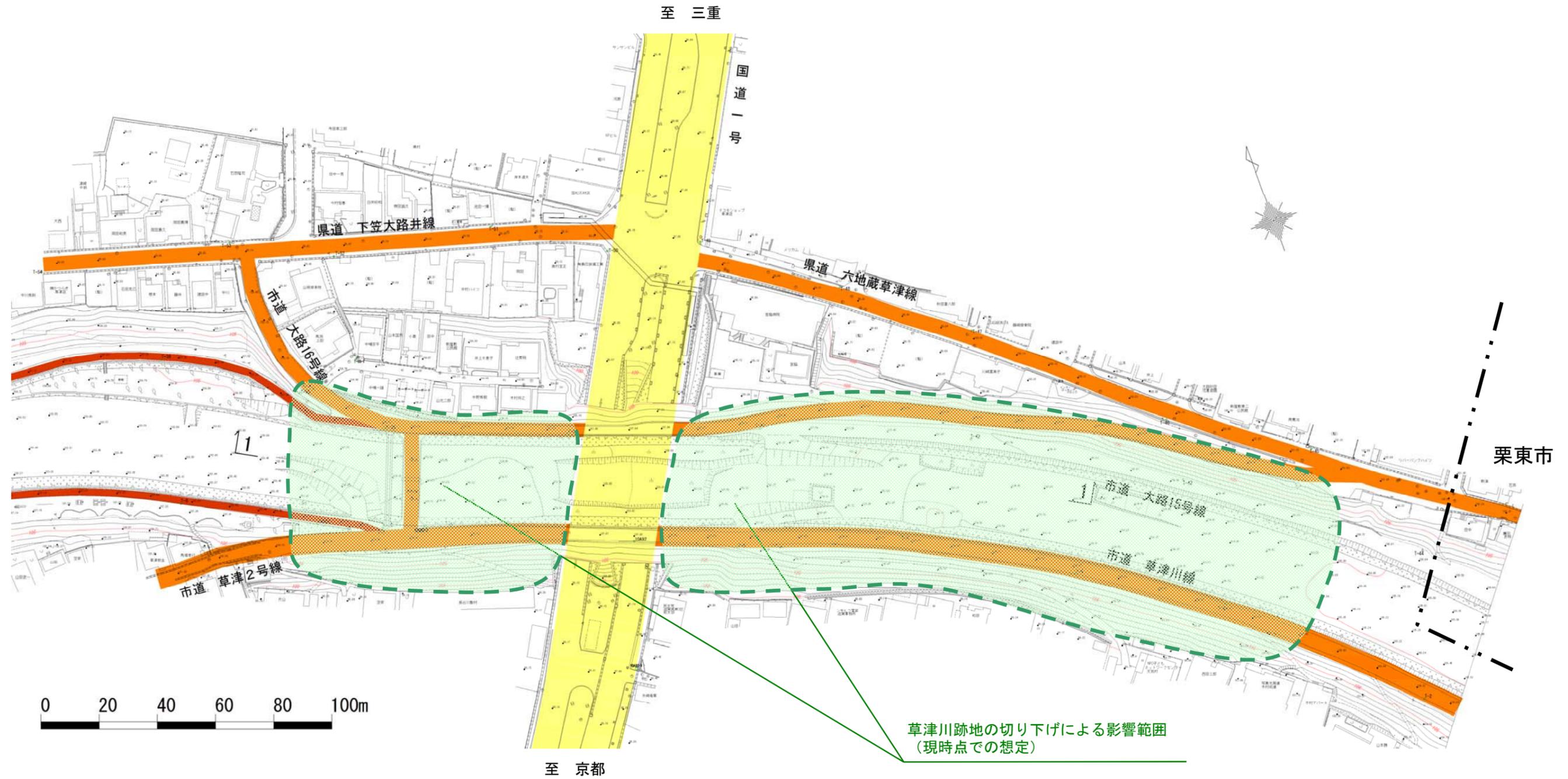
・ 草津川跡地整備計画のコンセプトを踏まえ計画するには・・・

☆意見交換 3

・ 景観・土地利用から考えられる交通形態について・・・

1. 国道1号草津川トンネル撤去に伴う影響範囲

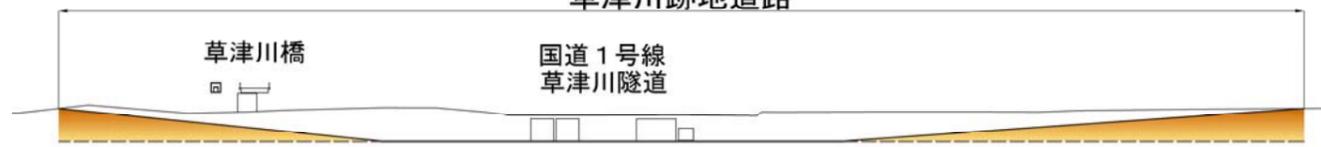
平面図



断面図

1-1

草津川跡地道路

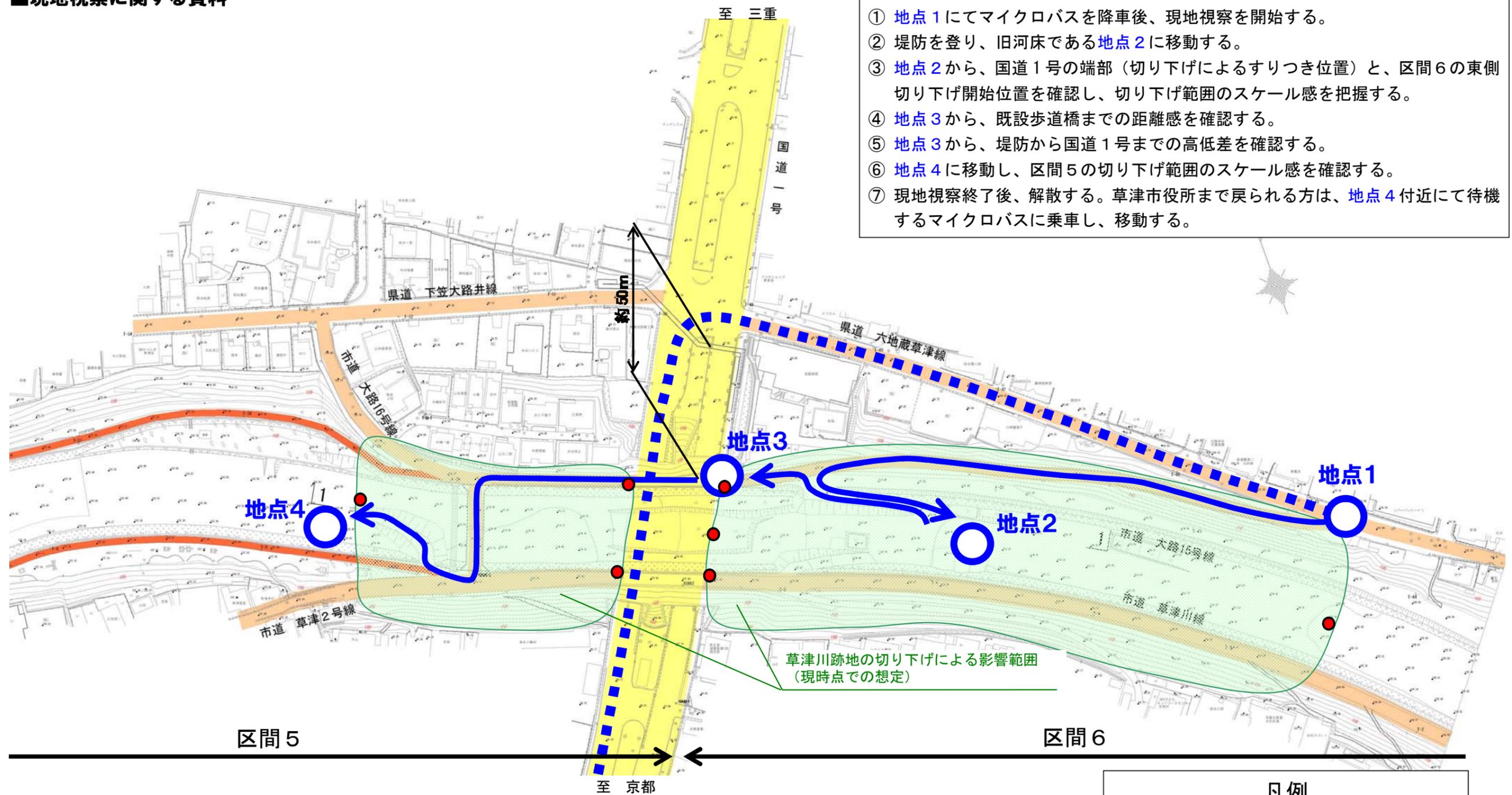


2. 視点場位置図



■現地視察に関する資料

平面図

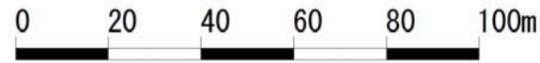
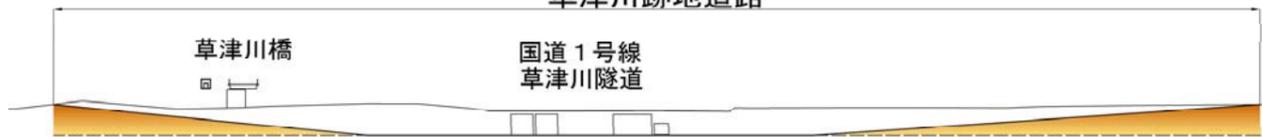


- スケジュール・現地視察ポイントのまとめ
- ① 地点1にてマイクロバスを降車後、現地視察を開始する。
 - ② 堤防を登り、旧河床である地点2に移動する。
 - ③ 地点2から、国道1号の端部（切り下げによるすりつき位置）と、区間6の東側切り下げ開始位置を確認し、切り下げ範囲のスケール感を把握する。
 - ④ 地点3から、既設歩道橋までの距離感を確認する。
 - ⑤ 地点3から、堤防から国道1号までの高低差を確認する。
 - ⑥ 地点4に移動し、区間5の切り下げ範囲のスケール感を確認する。
 - ⑦ 現地視察終了後、解散する。草津市役所まで戻られる方は、地点4付近にて待機するマイクロバスに乗り、移動する。

断面図

1-1

草津川跡地道路



凡例	
	: バスルート
	: 徒歩による視察ルート
	: 視察ポイント
	: 切り下げ位置確認用 三角コーン・赤白ポール